

令和7年第3回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和7年3月24日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時40分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	出席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	3	加藤 良雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	渡邊 明子	出席
	5	町田 一二	出席	5	小林 一夫	出席
	6	八木澤 君子	出席	6	千葉 佳織	出席
	7	江原 健治	出席	7	安野 和好	出席
	8	神田 潔	出席	8	清水 清	出席
	9	吉田 敏雄	出席	9	今泉 志江	出席
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	23名
14	山下 幸一	出席		欠席者	0名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課	
事務局	事務局長	細井 勝己	主幹		水野 慶之助	
	主査	塩村 孝太郎	主事		大原 康平	
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	細井 勝己	主査		新井 和久	
	主査	塩村 孝太郎	主任		清水 一貴	
	主事	大原 康平	主事		菊地 広基	
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (3) 最適化活動の目標（案）について
- (4) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (5) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和7年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
局長	<p>現在、出席者は農業委員14名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	<p>現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。議事録署名委員に江原委員、神田委員を指名いたします。</p>

日程第1 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議長	<p>日程第1 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を議題といたします。本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>それでは、令和6年12月分除外受付分の説明をさせていただきます。</p> <p>今回、農用地区域からの除外につきまして、令和6年12月2日から12月13日までの2週間をもって受付しましたところ、12件の変更申請がございました。</p> <p>本日は、この12件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。</p> <p>皆様には、今回の各案件の資料及び理由書を事前に配布させていただいております。</p> <p>本議案については、こちらを基に説明させていただきます。</p> <p>なお、各案件の資料は、個人情報等は削除させていただいておりますので、お持ち帰りいただいて問題ありませんが、理由書につきましては、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。</p> <p>まず、除外の要点について御説明させていただきます。表紙をめくっていただくと、下にページ番号が振られております。</p> <p>まず、各案件の資料の2ページを御覧ください。</p> <p>除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の6つの要件を全て満たす必要があります。</p> <p>1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。</p> <p>2号 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>3号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>

4号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

5号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。

6号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。

とされており。

この6要件を満たしているかどうかを案件ごとに確認いたします。2号及び6号につきましては、全案件該当ないことを確認いたしました。また、全ての案件について、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。

まず、4ページを御覧ください。

除外申出地は、〇〇〇〇番〇の一部です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書1ページを御覧ください。事業計画者は、夫は〇〇市、妻は都内へ通勤、夫の実家は△△市、妻の実家は□□市という地理的条件及び、将来的な両親の介護、出産、子育てに必要な広さと生活環境を考慮し、今回の除外申出に至ったとのこと。白岡市は、御夫婦それぞれの通勤先と御両親の御実家との地理的な中間地点に位置しており、この点を考慮すると、白岡市を選択することは客観的かつ合理的な判断と言えます。

3号に該当するかについてですが、5ページを御覧ください。申出地は両親の宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水（しゅすい）ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、8ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書1ページを御覧ください。事業計画者は、車両置き場の契約満了と車両増加により、代替地を必要としています。申出地は本社・営業所に近く、事業運営上、最適地であるとの判断から、今回の除外申出に至ったとのこと。

現営業所から220mと近接し、車両増加に伴う業務効率低下や従業員負担増を解消できる代替地は他に存在しません。事業継続に不可欠な立地であり、客観的かつ合理的な選定理由といえます。

3号に該当するかについてですが、10ページを御覧ください。申出地は宅地に隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れ

はないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、12ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書3ページを御覧ください。事業計画者は、●●●●●センターの駐車場不足及び安全性に関する問題を抱えておりましたが、今回、当該地の地主より売却意向が示され、協議の結果、駐車場候補地として最適であると判断し、農用地区域除外の申出に至ったとのことでした。

既存駐車場は台数不足とのことで、周辺は夜間歩行に危険性も伴います。近隣に代替地はなく、地主から売却意向のある当該地は、従業員の安全確保と事業運営上、客観的かつ合理的な駐車場候補地といえます。しかしながら、申請書には具体的な駐車台数の不足数、整備後の計画台数、及び車通勤従業員の見込み数の記載が不足しています。これらの数値は、当該地の必要性を判断する上で重要な情報ですので、追記を依頼します。

また、現在、申出地から離れた場所に駐車場を確保されているとのことですので、今後継続利用するのか、将来的に解約する予定なのかについても追記を依頼します。

3号に該当するかについてですが、13ページを御覧ください。申出地は既存駐車場と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、16ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書4ページを御覧ください。事業計画者は、実家に隣接し、かつ職場への近接性から高い利便性を持つ申請地を、自己用住宅の建設地として希望しております。将来的な家族構成の変化及び、実家への近接による将来的な親の介護も見据えた十分な居住空間を求めており、現在の住居では手狭となることが予想されるため、持家取得を希望する運びとなり、今回の除外申出に至ったとのことでした。

申請地は実家隣接かつ職場に近く、育児支援や将来の介護に最適です。家族増加や子供の成長を見据えた住宅に必要な面積も確保できます。他候補地はこれらの条件を満たさず、当該地が最も合理的といえます。

3号に該当するかについてですが、18ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響

を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、20ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇の一部及び〇〇〇〇番〇一部です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書5ページを御覧ください。事業計画者は、子どもの成長に伴い現住居が手狭となったため、持家を計画しています。通勤の利便性、子育て環境、そして将来的な親のサポートも見据え、両親の実家に近い場所を希望しており、今回の除外申出に至ったとのこと。

当該地は、夫婦双方の実家と職場に近く、子育て支援や将来の介護に適した立地であり、客観的かつ合理的な選択であるといえます。

3号に該当するかについてですが、21ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、24ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇の一部です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書6ページを御覧ください。事業計画者は、事業拡大に伴い、車庫用地が不足している状況です。隣接地の地主からは、梨栽培を中止し雑草管理に苦慮している畑を、車庫拡張用地として借受けてほしいとの要望があったとのこと。以前から市内にて代替地を探していましたが適地が見つからず、当該地を借受けることで車庫の有効活用が可能となるため、今回の除外申出に至ったとのこと。

今回の駐車場設置は、事業拡大に伴う車庫不足という明確な課題を解決するためです。隣接地の有効活用は、既存車庫の混雑緩和、安全性向上に繋がり、合理的かつ客観的な理由と言えます。しかしながら、候補地に関する記載がないため、追記の補正を求めます。また、申請書には具体的な駐車台数の不足数、整備後の計画台数、駐車場を設置する必要性、そして駐車場設置によって利用状況がどのように変化するか、といった点について具体的な記載が不足しています。これらは、当該駐車場整備の必要性を判断する上で不可欠な情報ですので、詳細な追記を依頼します。

3号に該当するかについてですが、27ページを御覧ください。見にくくて申し訳

ないのですが、申出地は駐車場及び宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、28ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書7ページ及び8ページを御覧ください。事業計画者は、子どもの誕生を機に、現在の賃貸住宅が手狭となり持家を計画しています。高齢の父母のサポートと自身の育児の両立のため、実家近くでの建築を希望。申請地は本家から近距離で譲り受けることになった土地であり、親の通院・介護にも適し、自身の家庭菜園の夢も実現可能なため、今回の除外申出に至ったとのことです。

子育て・親の介護・自給自足の生活という将来設計において、実家近くで農地付きの土地は合理的です。また、本家は兄弟が継ぐため、分家としての住居を必要とするのは客観的な理由と言えます。しかし、他の候補地の記載がないため、追記の補正を求めます。また、駐車場が4台分必要な理由についての記載がないため、その理由についても追記の補正を求めます。

3号に該当するかについてですが、29ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、32ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書9ページ及び10ページを御覧ください。事業計画者は、中古車販売・理美容業を営み、法人化による事業拡大を計画中です。課題は駐車場確保であり、20台分の駐車スペース、店舗への近接性、公道からの出入りの容易さを条件としています。申請地は店舗に近く、これらの条件を満たします。現状、駐車場が不便な位置にあり、店舗前の路上駐車は交通安全上の懸念があるため、駐車場確保が喫緊の課題であり、今回の除外申出に至ったとのことです。

事業拡大には、顧客利便性と安全確保のため、店舗近くに十分な広さの駐車場が必

要です。現店舗の駐車スペース不足と交通安全上の懸念を解消し、事業を円滑に進める上で、当該地への駐車場設置は客観的かつ合理的です。しかしながら、比較検討した土地の状況、駐車場必要台数の算出根拠、既存駐車場の今後の利用計画に関する記述が不足しているため、具体的な説明を追記するよう依頼します。

3号に該当するかについてですが、33 ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、36 ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇の一部です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書 11 ページを御覧ください。事業計画者は、現在賃貸住宅に居住していますが、子どもの幼稚園通園や将来的な母親の介護も見据え、持家を計画しています。申請地は現住所・母親宅に近く、諸条件を満たすため譲り受けることとなり、今回の除外申出に至ったとのことです。

申請地は、長年生活基盤を築いてきた地域に近接し、子どもの成育環境維持と高齢の母の将来的な介護という切実な必要性があります。よって、申請者の生活と福祉に適した合理的な選択といえます。

3号に該当するかについてですが、37 ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、40 ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇の一部です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書 12 ページの真ん中あたりを御覧ください。事業計画者は、現在のアパートが手狭になったことから、自己用住宅の建築を検討しています。白岡市の住環境、自然環境、妻の実家への近接性を考慮し、市内での土地探しを行った結果、当該地を購入する運びとなり、今回の除外申出に至ったとのことです。

現在の住居では手狭で、長年住み慣れた白岡市内で、家族構成と生活様式に合った自己用住宅を建築することは合理的です。妻の実家にも近く、客観的に見ても最適な

選択と言えます。しかしながら、候補地に関する記載がないため、追記の補正を求めます。

3号に該当するかについてですが、41 ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、44 ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書 13 ページを御覧ください。事業計画者は、子どもの誕生に伴い現住居が手狭になったため、持家を計画しています。子育て支援と将来的な両親の介護を見据え、両親宅に近い蓮田市に隣接する白岡市を選定。申請地は、保育園・学校・病院等が近く、子育て環境、生活利便性が高く、希望の家屋や庭、駐車場、家庭菜園の設置も可能なため、今回の除外申出に至ったとのことです。

申請地は、子育て環境、生活利便性、両親との近居、将来的な介護、勤務地へのアクセスなど、多角的な視点から家族のニーズを満たし客観的かつ合理的な選択といえます。

3号に該当するかについてですが、46 ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

続きまして、48 ページを御覧ください。

除外申出地は〇〇〇〇番〇です。

1号に該当するかについてですが、別でお配りしている理由書 14 ページを御覧ください。事業計画者は、持ち物が増え現住居が手狭になったため、持家を計画しています。高齢の親の世話や将来の子育て支援を考慮し、妻の実家がある白岡市内での建築を希望。当該地は、環境、利便性、広さ等の条件を満たすため、今回の除外申出に至ったとのことです。

申請地は、子育て環境、生活利便性、両親との近居と将来的な介護、通勤の利便性など、多角的な視点から家族のニーズを満たすため、客観的かつ合理的な選択と言えます。

農政課

ます。

3号に該当するかについてですが、46 ページを御覧ください。申出地は宅地と隣接しており、計画の実現により、集団的に存在する農地の分断や、周囲の営農に悪影響を与えることはないと考えます。

4号に該当するかについてですが、申出地は認定農業者が耕作を行う農地ではなく、周囲に同様の土地もないため、将来的にも認定農業者の耕作に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

5号に該当するかについてですが、申出地内には土地改良施設はなく、計画の実現により、農道や取水ポンプ等を損壊することもないため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

なお、既に意見を徴している、見沼代用水土地改良区、南彩農業協同組合からは、12件全てについて、問題なしとの回答を得ております。

以上で、説明を終わりといたします。

農政課

一点、資料の修正がございます。資料の1 ページ目の番号2番ですが、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇と記載ありますが、〇〇〇〇番〇の一部、〇〇〇〇番〇の一部となります。修正をお願いいたします。申し訳ございません。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。お諮りします。本案につきましては、やむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第10号 白岡市農用地利用集積計画の決定について

議長

日程第2 議案第10号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。本件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

議案第10号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。

本農用地利用集積計画(案)につきましては、(株)●▲●▲●▲と土地所有者の連名で提出された、「農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転申出書」及び「農用地利用集積計画書」に基づき作成したものでございます。

配布させていただきました「白岡市農用地利用集積計画(案)」の最後のページに、本計画の「位置図」を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

農政課

(株)●▲●▲●▲につきましては、白岡市の□□□□地区に、イチゴの農業用施設を整備するため令和2年度に第1期事業として、隼人堀川北側の農地を農用地利用集積計画により購入し、令和5年度に第2期事業として隼人堀川南側の農地を農用地利用集積計画により購入しています。

現在、第1期事業で購入した農地のうち、さいたま栗橋線に近い区画において、国の補助事業を活用し高度環境制御型ハウスの整備を進めておりますが、工事が遅れており、3月末までにハウスの本体工事が完了、今年の夏までにハウス内部の設備関係の工事が完了する予定と伺っております。

さて、今回、農用地利用集積計画にあげさせている二名の方の農地でございますが、番号1につきましては、(株)●▲●▲●▲の第1期事業の計画区域内の農地でしたが、令和2年度当時、地権者から電波塔が建設される話が進んでいるとのことで、(株)●▲●▲●▲の購入対象から除外されていた農地です。このたび地権者から、電波塔が建設される話が無くなったとのことで、(株)●▲●▲●▲に購入して欲しいとの相談があり、話がまとまったものでございます。

番号2につきましては、(株)サラダボウルの第2期事業の計画区域内の農地でございますが、個人ではなく、◆◆◆が所有している農地であったことから、◆◆◆内部での売買に係る手続きに時間を要したため、今回、遅れて農用地利用集積計画により売買を行うことで話がまとまったものでございます。

このため、改正前の農業経営基盤強化促進法第19条による「農用地利用集積計画」の公告に基づき農地を売買するため、連名により申出書が提出されたものでございます。

今回の申出内容でございますが、設定件数：2件、筆数：2筆、面積：850㎡となっております。

次に、所有権移転の時期、対価の支払い期限、引渡時期につきましては、令和7年4月10日でございます。

本日、審議していただいております「農用地利用集積計画」が決定された場合、3月31日までに市が「農用地利用集積計画」の告示を行います。

その後、(株)●▲●▲●▲が、各地権者に対し、4月10日までに対価の支払いを行います。その後、(株)●▲●▲●▲が農用地利用集積計画の告示を基に、地権者から(株)●▲●▲●▲への所有権移転の登記を行うものです。

以上、簡単ですが農政課からの説明とさせていただきます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

□○委員

1期と2期での対価の違いはあるのでしょうか。

農政課

1期と2期で1㎡あたり〇〇〇円ですので、違いはございません。

議長

お諮りします。本案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定します。

日程第3 議案第11号 最適化活動の目標（案）について

議長 日程第3 議案第13号 最適化活動の目標（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 お配りした別冊資料を御覧願います。
農業委員会等に関する法律第37条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の1つとして様式が定められています。つきましては、今年度につきましても総会の議案として審議をお願いするものでございます。

お配りした資料といたしましては、「令和7年度最適化活動の目標（案）」となっております。令和7年度の活動計画と目標値等を記載しています。こちらについて、事前配布した資料について御意見等はございませんでしたが、議案番号等を反映させた最終版となります。

議長 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり決定します。

日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長 日程第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。

総会資料の5ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は136.62aで、全て耕作又は自己保全管理がされておりまして、農業従事者は3名で、従事日数は150日、農機具等については、トラクター、コンバイン、管理機、田植機を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

番号2につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買に

事務局 より所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は5.52aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。農業従事者は1名で、従事日数は300日、農機具等については、トラクター、軽バン、耕運機、消毒器を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

議長 説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。

〇〇委員 今回申請の3条申請につきまして、3月18日に事務局と現地を確認しました。申請地は現在農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しております。譲受人の所有する農地についてもすべて耕作されております。つきましては、今後も耕作されると判断いたしました。報告は以上でございます。

続きまして番号2の現地確認の報告を△△委員にお願いいたします。

△△委員 今回申請の3条申請につきまして、3月17日に事務局と現地を確認しました。申請地は現在農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しております。譲受人の所有する農地についてもすべて耕作されております。つきましては、今後も耕作されると判断いたしました。報告は以上でございます。

議長 報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり決定します。

日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長 日程第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。

総会資料の6ページ目を御覧願います。

事務局

番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷及び道路後退分として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、さいたま市内の社宅にて妻と二人で生活しておりますが、将来的に実家の農業を引き継ぐ予定であり、両親が健康なうちに農作物生産や農地管理を行うため、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。

番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷及びごみ置場として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、白岡市内の実家にて母と家族4人の計5人で生活しておりますが、最近子が生まれ、現在の住まいでは手狭であること、また、実家から近く子育てのサポートが受けやすいこと、将来の親の介護ができることから今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます

説明は以上でございます。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を□△委員にお願いいたします。

□△委員

今回申請の5条申請について、3月8日に現地を確認いたしました。現地案内図は7ページになります。

周辺は既に宅地等として利用されており、今後も、市街化、住宅地として発展する可能性が高い地域です。さらに申請地は、〇〇高校の付近でございます。

なお、転用の理由等については事務局の説明のとおりです。

また申請地は、現在農地として使用されており、違反等はされておりません。

従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。

皆様の御審議をお願いいたします。

議長

続きまして番号2の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。

〇〇委員

今回申請の5条申請について、3月20日に現地を確認いたしました。転用の理由等については事務局の説明のとおりです。現地案内図は4ページになります。

申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。

また、周辺は既に宅地等として利用されており、近くには団地等もあります。周辺は、今後も住宅地として発展すると思われまます。さらに申請地は、〇〇駅から約2.2キロ、△△駅まで2.7キロと利便性の高い場所です。

また申請地は、現在農地として使用されており、先行して工事等はされておりませ

○□委員

ん。

従いまして、この案件につきましては、許可相当と思われます。
皆様の御審議をお願いいたします。

議長

報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり決定します。以上をもちまして、議案第9号から第13号に係る議事を終了いたします。

議長

引き続き協議報告会を開催いたします。

協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分

協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分

議長

協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局

協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。

総会資料の8ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、住宅敷拡張のための転用です。

続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1件でございます。

総会資料の9ページを御覧願います。

番号1につきましては、住宅敷のための転用です。

簡単ですが、説明は以上です。

議長

説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

協議報告事項3 その他

議長

続きまして、協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいただきます。

事務局

○農業委員会活動記録の提出について

- ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
- ・今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。
- ・来年度分の活動記録については配布させていただいた青い冊子に御記入をお願いいたします。記入の参考になるものについて、黄色い冊子とパウチされている資料を記入の参考にしてください。活動記録は皆様の報酬に係る大切な資料となりますので、可能な限り御記入いただきますようお願いいたします。皆様の活動でメインになる項目はパウチされている資料に記載されている、「自己所有の田にいく途中周辺農地の耕作を確認した」という内容が皆様あてはまるので思うのでこちらを基本として書いていただき、他に何かあれば追加で記入いただければと思います。

○来月の農地パトロールについて

- ・4月 1日 大山委員、八木澤委員・日勝地区推進委員
- ・4月15日 大橋委員・篠津地区推進委員
- ・4月25日 中村委員・大山地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

○来月総会

- ・4月25日（金）午前9時
- ・議事録署名委員の江原委員、神田委員の両委員は来月署名をお願いします。

○来年度の総会の日程変更について

- ・来年度の総会の日程について、2月総会の会場がはびすしらおかに変更となりました。修正版は別紙の日程表のとおりとなりますので御確認をお願いします。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

[質疑等なしという声あり]

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。